

免除規定 言語聴覚士

初期研修

「実務経験年数が5年以上で下記のいずれかに該当する者」

- ① 介護保険領域で1年以上実務を行った者。
- ② 茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得している者。
- ③ 介護支援専門員の資格を有する者。
- ④ 3士会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を終了した者
- ⑤ 茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者
- ⑥ 日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「地域包括ケア推進コース」または「介護予防推進コース」を修了者
- ⑦ その他、会長が認めた者

導入研修(介護予防推進リーダー)

※受講の証明となる書類を提出ください

- ・日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「介護予防推進コース」を修了者

導入研修(地域包括ケア推進リーダー)

※受講の証明となる書類を提出ください

- ・日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「地域包括ケア推進コース」を修了者

指定研修(認知症)

※受講の証明となる書類(受講証明書等)を提出ください

下記のいずれかに該当する者

- ・認知症サポーター養成講座を受講している者
- ・認知症キャラバンメイトを取得している者